

## 参考資料

日本住宅性能表示基準  
～木造在来軸組工法の場合～



おうち葉っぱ

QH1/1.1.1 断熱・機密性能の確保

LRH1/1.1 建物の熱負荷抑制

(日本住宅性能評価基準「5-1 省エネルギー対策等級」)

		等級2	等級3	等級4	
		等級に応じ、以下の基準を全て満たすこと			
a 断熱構造とする部分の基準		次の①～⑥の部分 を断熱構造とすること。	次の①～⑧の部分 を断熱構造(断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置を講じた構造)とすること。		
		①屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く)又はその直下の天井 ②外気に通じる小屋裏若しくは天井裏に接する天井 ③外気に接する壁 ④外気に接する床 ⑤その他の床(外気に通じる床裏に接する床) ⑥開口部 ⑦外気に接する土間床の外周部 ⑧その他の土間床の外周部(外気に通じる床裏に接する土間床の外周部)			
b 躯体の断熱性能等に関する基準	断熱材の種類・厚さの基準(断熱材の熱抵抗の基準より作成)	断熱材は表1の断熱材の区分(A-1~E)に応じ表2の厚さを確保すること。	断熱材は表1の断熱材の区分(A-1~E)に応じ表3の厚さを確保すること。	断熱材は表1の断熱材の区分(A-1~E)に応じ表4の厚さを確保すること。	
		・断熱材の施工に当たっては、次の基準に従い、又はこれらの基準によるものと同等以上の性能を確保すること。			
	断熱材の施工に関する基準	・断熱材は、必要な部位に隙間なく施工すること。		・外壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている住宅の当該外壁に充填断熱工法により断熱施工する場合は、当該外壁の上下端部と床、天井又は屋根との取合部に通気止めを設けること。	
		—	・間仕切壁と天井又は床との取合部が、間仕切壁の内部の空間が天井裏又は床裏に対し開放されている場合は、当該取合部に通気止めを設けること。		
		—	—	・断熱構造とする天井又は屋根に埋込み形照明器具を取り付ける場合は、断熱材で覆うことができるものを使用すること。	
		躯体の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の防止	・グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材(繊維系断熱材等)を使用する場合は、防湿層を設けること。		
		—	・天井を断熱構造とする場合は、小屋裏における換気孔の設置その他の換気上有効な措置を講じること。		
		—	・床を断熱構造とする場合は、床下に換気上有効な措置を講じること。		
		—	・床下の地盤面には、防湿上有効な措置を講じること。		
		—	・屋根又は外壁を断熱構造とする場合は、断熱層の外側に換気上有効な措置を講じること。		
気密層の施工に関する基準(相当間面積5.0c㎡/㎡以下)	気密材の基準	—	—	・住宅用プラスチック系防湿フィルム ・透湿防水シート・乾燥木材等 ・合板、石膏ボード、構造用パネル ・プラスチック系断熱材 等	
	気密補助材の使用	—	—	・気密テープ・気密パッキン材 ・現場発泡断熱材・シーリング材	
	連続した気密層の確保	—	—	充填断熱工法、外張断熱工法(繊維系断熱材等) ・断熱構造とした各部位、部位間取合部、壁の隅角部において、気密材の基準に適合する気密材を使用して気密層を設けること。等 外張断熱工法(プラスチック系断熱材等) ・断熱材等を一層以上張り、かつ、気密補助材等を使用して隙間が生じないようにすること。等	
	④気密材の施工上の配慮事項	—	—	シート状の気密材の相互の重ねは、下地材がある部分において30mm以上確保し、その部分を合板等の材料で挟みつけること。等	
c 開口部の断熱性能等の基準		—	IV地域 ・真南±112.5度の方位に面する窓に、いずれかの措置。 ・付属部材又は庇、軒等を設ける。 ・日射侵入率0.66以下のガラスを設ける。	開口部の建具、ガラス及び日射遮蔽のための措置、気密等級は、表5に掲げるもの、又はこれと同等以上の性能を有するものとする。	

※等級1とは等級2に満たないものであり、基準はありません。

表1

区分	熱伝導率 λ (単位 W/m・K)	断熱材の種類
A-1	0.052~0.051	・吹込み用グラスウールGW-1、GW-2 ・吹込み用ロックウール35K ・シーリングボード
A-2	0.056~0.046	・住宅用グラスウール10K 相当 ・吹込み用ロックウール25K ・A 級インシュレーションボード
B	0.045~0.041	・住宅用グラスウール16K 相当 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム4 号 ・ポリエレンフォームB号 ・タタミボード
C	0.040~0.035	・住宅用グラスウール24K、32K相当 ・高性能グラスウール16K、24K相当 ・吹込み用グラスウール30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール(マット、フェルト、ボード) ・ビーズ法ポリスチレンフォーム1号、2号、3号 ・押出法ポリスチレンフォーム1種 ・ポリエチレンフォームA号 ・吹込み用セルロースファイバー25K ・吹込み用セルロースファイバー45K、55K(接着剤併用) ・フェノールフォーム保温板 2 種 1 号
D	0.034~0.029	・ビーズ法ポリスチレンフォーム特号 ・押出法ポリスチレンフォーム2種 ・フェノールフォーム保温板 1 種 1 号、2 号・2 種 2 号
E	0.028 以下	・押出法ポリスチレンフォーム3種 ・硬質ウレタンフォーム ・吹付硬質ウレタンフォーム(現場発泡品)

住宅金融公庫(現住宅金融支援機構) 平成 10 年度版 木造住宅工事共通仕様書より

表 2

		IV 地 域						
部 位		断熱材の熱抵抗値※	断熱材の厚さ (単位 mm)					
			A-1	A-2	B	C	D	E
屋根又は天井		0.8	45	40	40	35	30	25
壁	真壁造で断熱施工	0.7	40	35	35	30	25	20
	大壁造で断熱施工	0.6	35	30	30	25	25	20
床	外気に接する部分	0.6	35	30	30	25	25	20
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15

※:単位 m<sup>2</sup>・K/W

断熱材の厚さは、断熱材の熱伝導率×熱抵抗値×1000 の計算結果を 5mm 単位で切り上げた数値(表 3、4 も同様)

表3

部 位		気密住宅						
		断熱材の熱抵抗値※	断熱材の厚さ(単位 mm)					
			A-1	A-2	B	C	D	E
屋根又は天井		1.2	65	60	55	50	45	35
壁		0.8	45	40	40	35	30	25
床	外気に接する部分	1.0	55	50	45	40	35	30
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15
部 位		気密住宅以外						
		断熱材の熱抵抗値※	断熱材の厚さ(単位 mm)					
			A-1	A-2	B	C	D	E
屋根又は天井		1.8	95	90	85	75	65	55
壁		1.2	65	60	55	50	45	35
床	外気に接する部分	1.6	85	80	75	65	55	45
	その他の部分	0.9	50	45	45	40	35	30

※:単位 m<sup>2</sup>・K/W

表4

断熱材の施工法	部 位		断熱材の熱抵抗値※	断熱材の厚さ(単位 mm)					
				A-1	A-2	B	C	D	E
充 填 断熱工法	屋 根		4.6	240	230	210	185	160	130
	天 井		4.0	210	200	180	160	140	115
	壁		2.2	115	110	100	90	75	65
	床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95
		その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65
	土間床等の 外 周 部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15
外 張 断熱工法	屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140	115
	壁		1.7	90	85	80	70	60	50
	床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70
		その他の部分	—	—	—	—	—	—	—
	土間床等の 外 周 部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15

※:単位 m<sup>2</sup>・K/W

表5

区分	の	ガラスの は		射遮 の						気密等級		
		ガラス部の	な	部材				等			部材のガラス	
				ス等	ライ等	外ライド等	等	等部材	部方位			
									北		北以外	
窓	2 材はな	4	単板 単板	注1	適	注1		注	注	3 4		
	1 (材はな)	4	複層 気層6	注2		注2		注	注			
			単板2枚 (気層12)	注1		注1		注	注			
ドア	ラ	4	複層 気層6 単 2枚 気層12									
	断、は熱遮											

注1：北は普通単板ガラス、北以外の方位は1枚のガラスを熱線反射ガラスとすれば「適」

注2：北は普通複層ガラス、北以外の方位は遮熱型複層ガラスとすれば「適」

注3：少なくとも1枚のガラスを熱線反射ガラスとすれば「適」

注4：少なくとも1枚のガラスを熱線反射ガラス（3種）とすれば「適」

注5：遮熱型複層ガラスとすれば「適」

注6：遮熱型複層ガラス（B、Cタイプ）とすれば「適」

## QH1/2.1 化学汚染物質の対策

(日本住宅性能表示基準「6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」)

居室の内装の仕上げ材・天井裏等の下地材等に特定建材を使用している場合は、ホルムアルデヒド発散量に関する性能を次の表の区分に従い、等級で表示すること。(使用している特定建材に複数の性能がある場合は、最も低い等級のみを表示)

居室の内装の 仕上げ材	天井裏等の 下地材等	建築基準法 における種別	JIS表示 JAS表示 大臣認定
等級3	等級3	規制対象外	F☆☆☆☆等級相当
等級2	等級2	第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	F☆☆等級相当
等級1	—	第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	F☆☆等級相当

## QH1/4 静かさ

(日本住宅性能表示基準「8-4 透過損失等級(外壁開口部)」)

透過損失等級	等級2相当	等級3相当
影響が大きいと考えられるサッシ及び ドアセットの性能	JIS に定める平均透過損失が20dB 以上か、又はJISに定める遮音等級T-1以上のサッシ及びドアセットを使用すること。	JIS に定める平均透過損失が25dB 以上か、又はJISに定める遮音等級T-2以上のサッシ及びドアセットを使用すること。

※等級1は等級2に満たないもの

	等級2 以下の基準を全て満たすこと。	等級3 以下の基準を全て満たすこと。
a 外壁の軸組等	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分に、次の①～③のいずれかの防腐・防蟻処理を行うこと。</li> <li>①外壁を通気構造等とする</li> <li>②外壁の軸組等の各部位ごとに、次のいずれかの措置を行う</li> <li>軸組等(下地材を除く)に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、修正材等又は構造用合板等を使用し、これらに薬剤処理</li> <li>軸組等に小径が12.0cm以上の製材、集成材等を使用</li> <li>軸組等に耐久性区分D1の樹種(ヒノキ、クリ、スギ等)の製材、集成材等を使用</li> <li>③その他①、②の措置と同等以上と確かめられた措置を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の軸組等のうち地面から1m以内の部分に、次の①～③のいずれかの防腐・防蟻処理を行うこと。</li> <li>①外壁を通気構造等とし、かつ、外壁の軸組等の各部位ごとに、次のいずれかの措置又はこれらと同等以上と確かめられた措置を行う</li> <li>軸組等(下地材を除く)に製材、集成材等を使用し、かつ、外壁下地材に製材、修正材等又は構造用合板等を使用し、これらに薬剤処理</li> <li>軸組等に小径が13.5cm以上の製材、集成材等を使用</li> <li>軸組等に耐久性区分D1の樹種(ヒノキ、クリ、スギ等)の製材、集成材等で小径が12.0cm以上の材を使用</li> <li>軸組等に耐久性区分D1の特定の樹種を使用</li> <li>②外壁を通気構造等としない場合は、外壁の軸組等にK3相当の防腐・防蟻処理を行う</li> <li>③その他①、②の措置と同等以上と確かめられた措置を行う</li> </ul>
b 土台	<ul style="list-style-type: none"> <li>土台に接する外壁の下端には水切りを設け、かつ次のいずれかの防腐防蟻上有効な措置を行うこと。</li> <li>①土台にK3相当以上の防腐・防蟻処理</li> <li>②土台に耐久性区分D1の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又は集成材等を用いる</li> </ul>	
c 浴室・脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室の軸組・床組・天井、脱衣室の軸組・床組は、次のいずれかの防水措置を行うか、又はa外壁の軸組等の基準(等級2)の措置を行うこと。</li> <li>①防水上有効な仕上げを施したもの</li> <li>②浴室は、JIS A 4416 に規定する浴室ユニットとするもの</li> <li>③①又は②と同等の効果があると確かめられた措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>等級2と防水措置は同じ。</li> <li>防腐措置を行う場合は、a外壁の軸組等の基準(等級3)の措置を行うこと。</li> </ul>
d 地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎の内周及びつか石等の周囲の地盤に次のいずれかの防蟻措置を行うこと。</li> <li>①地盤を鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎と鉄筋で一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆う。</li> <li>②防蟻に有効な土壌処理を施す</li> <li>③①、②と同等の防蟻性能があると確かめられた措置</li> </ul>	
e 基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>地面から基礎上端までの高さ400mm以上とすること。</li> </ul>	
f 床下	<ul style="list-style-type: none"> <li>床下に、次の①(防湿)かつ②(換気)の措置を行うこと。</li> <li>①床下の防湿措置 床下を、以下のいずれかの防湿上有効な材料で覆う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚さ60mm以上のコンクリート</li> <li>厚さ0.1mm以上の防湿フィルム</li> </ul> </li> <li>②床下の換気措置 外壁の床下部分に、以下のいずれかの換気口を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>壁の長さ4m以下毎に有効面積300cm<sup>2</sup>以上の換気口</li> <li>(ねこ土台の場合)壁の全周にわたって1m当たり有効面積75cm<sup>2</sup>以上の換気口</li> </ul> </li> </ul>	
g 小屋裏	<ul style="list-style-type: none"> <li>小屋裏には、次のいずれかの換気措置を行うこと。</li> <li>①小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が300分の1以上とする。</li> <li>②軒裏に換気上有効な位置に2以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が250分の1以上とする。</li> <li>③軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに排気口が給気口と垂直距離で90cm以上離して設けられ、かつ、給気口及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ900分の1以上とする。</li> <li>④軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が900分の1以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が1600分の1以上とする。</li> </ul>	
h 構造部材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法の劣化の軽減に関する項目(施行令第37条、第41条、第49条)を満たすこと。</li> </ul>	

※等級1 建築基準法に定める対策が講じられている

## QH2/1.4 自然災害に耐える

( 「1 1 等級 ( の 等 ) 」 )

	等級1	等級2	等級3
①壁量	・存在壁量が地震力に対する必要壁量を満たしている。	・等級2以上では、準耐力壁等(準耐力壁、垂れ壁、腰壁)も評価の対象に含め、より詳細なチェックを行います。 (ただし、等級1(建築基準法)を満たしていること)	
②壁の配置	・建物の平面を短冊状に4等分したときの両端の壁量の充足率(存在壁量÷必要壁量)が共に1を上回るか、又は両端の壁量の充足率を相互に比べたときに、小さい方が大きい方の1/2以上であれば、バランスが良いと判断する。 ・これを各階、各方向についてチェックする。		
③床倍率	—	・壁倍率が壁の強さを表現するように2階の床や屋根面等の固さを床倍率として表現する。 ・①で求めた必要壁量に応じた床倍率を確保する。	
④接合部	・基準法に従って、筋かいの接合部、柱の柱頭・柱脚の接合部の仕様(構造方法)を選択し、さらに性能表示基準に従って、胴差と通し柱の接合部、床・屋根の接合部について、仕様(構造方法)を選択する。		
⑤基礎	・住宅にかかる様々な鉛直荷重(固定・積載・積雪の荷重)が上部構造、基礎を通じて地盤に伝わり、かつ、地震力などの水平力により上部構造に生じる引張力に対して、十分な耐力を基礎が有するように、基礎の部材の種別や寸法などを設定する。 ・建物の条件や地盤の許容支持力に応じた基礎の断面寸法や配筋量などを、スパン表などから選択する。		
⑥横架材	—	・建物の自重や積雪荷重などの鉛直荷重に対して、横架材の強さが十分かどうかをチェックする。 ・建物の条件(積雪条件、屋根の重さ)やモジュール、使用樹種に応じた横架材の断面寸法を、スパン表などから選択する。	



## QH2/1.5.1 火災に耐える構造（開口部以外）

（日本住宅性能表示基準「2-6. 対価等級（炎症のおそれのある部分（開口部以外）」）

等級2	<p>・延焼のおそれのある部分にある外壁、軒裏全てに耐火時間20分以上のものを使用すること。</p> <p>(1)外壁(耐力壁)</p> <p>①耐火時間:30分 平成13年12月5日国土交通省告示第1684号(防火構造の構造方法を定める件)の仕様、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●外壁側(木造等下地の場合)<ul style="list-style-type: none"><li>・鉄網モルタル塗りで塗り厚さが20mm以上のもの</li><li>・木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくい塗ったもの<ul style="list-style-type: none"><li>・土塗壁(20mm以上)(下見板張りを含む)</li></ul></li><li>・モルタル塗りに上タイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの</li><li>・セメント板張り又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの</li><li>・厚さが12mm以上のせっこうボード張りの上に亜鉛鉄板又は石綿スレート張ったもの</li><li>・厚さが25mm以上の岩綿保温板張りの上に亜鉛鉄板又は石綿スレート張ったもの</li><li>・厚さが25mm以上の木毛セメント板張りの上に厚さが6mm以上の石綿スレート張ったもの</li><li>・石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が15mm以上のもの</li></ul></li><li>●内壁側<ul style="list-style-type: none"><li>・厚さが9.5mm以上のせっこうボード</li><li>・厚さが75mm以上のグラスウールを充填した上に厚さ4mm以上の合板等を張ったもの</li><li>・厚さが75mm以上のロックウールを充填した上に厚さ4mm以上の合板等を張ったもの</li></ul></li></ul> <p>②耐火時間:20分 平成13年12月5日国土交通省告示第1685号 (木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件)の仕様、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●外壁側<ul style="list-style-type: none"><li>・土塗壁(裏返し塗りのないもの及び下見板張りを含む)</li><li>・下地を準不燃材料で造り、表面に亜鉛鉄板を張ったもの</li><li>・厚さ3.2mm以上の石綿スレート張ったもの</li><li>・せっこうボード又は木毛セメント板(準不燃材料で表面に防水したものに限り)を表面に張ったもの</li><li>・アルミニウム板張りペーパーハニカム芯(パネルハブ)パネル</li></ul></li><li>●内壁側<ul style="list-style-type: none"><li>・厚さが9.5mm以上のせっこうボード</li><li>・厚さ75mm以上のグラスウールを充填して厚さ4mm以上の合板等を張ったもの</li><li>・厚さ75mm以上のロックウールを充填して厚さ4mm以上の合板等を張ったもの</li></ul></li></ul> <p>(2)軒裏(準耐火構造)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・鉄網モルタル塗りで塗り厚さが20mm以上のもの</li><li>・木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくい塗ったもの</li><li>・土塗壁(20mm以上)(下見板張りを含む)</li><li>・モルタル塗りに上タイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの</li><li>・セメント板張り又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの</li><li>・厚さが12mm以上のせっこうボード張りの上に亜鉛鉄板又は石綿スレート張ったもの</li><li>・厚さが25mm以上の岩綿保温板張りの上に亜鉛鉄板又は石綿スレート張ったもの</li><li>・厚さが25mm以上の木毛セメント板張りの上に厚さが6mm以上の石綿スレート張ったもの</li><li>・石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が15mm以上のもの</li><li>・延焼のおそれのある部分にある外壁、軒裏全てに耐火時間45分以上のものを使用すること。</li></ul>
-----	---

<p>等級3</p>	<p>(1)外壁(耐力壁)  ①耐火時間:45分  平成12年建設省告示第1358号(準耐火構造の構造方法を定める件)の仕様</p> <p>●外壁側(木造等下地の場合)  令115条の2の2第1項第1号に規定する構造(1時間準耐火構造、耐力壁である外壁に係わるものに限る)  ・厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板又は石綿スレートを張ったもの  ・木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの  ・モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの  ・セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25mm以上のもの  ・厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板又は石綿スレートを張ったもの  ・厚さが25mm以上の木毛セメント板の上に厚さが6mm以上の石綿スレートを張ったもの  ・石綿スレート又は石綿パーライト板を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が15mm以上のもの</p> <p>●内壁側  ・厚さが15mm以上のせっこうボード(強化せっこうボードを含む。以下同じ。)  ・厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの  ・厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの  ・厚さが7mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ8mm以上せっこうブラスターを塗ったもの</p> <p>(2)軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)</p> <p>令115条の2の2第1項第1号に規定する構造とすること。(1時間準耐火構造)  ・厚さが12mm以上の硬質木片セメント板  ・外壁・耐力壁の屋外側に設ける防火被覆  ・上記の防火被覆が設けられ、かつ、防火被覆の取合いなどの部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。</p>
<p>等級4</p>	<p>・延焼のおそれのある部分にある外壁、軒裏全てに耐火時間60分以上のものを使用すること。</p> <p>(1)外壁(耐力壁)  耐火時間:60分  平成12年建設省告示第1380号  (耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件)の仕様</p> <p>耐火構造とすること。</p> <p>●外壁側  ・厚さが18mm以上の硬質木片セメント板  ・塗り厚さが20mm以上の鉄網モルタル</p> <p>●内壁側  ・厚さが12mm以上のせっこうボードの上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの  ・厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせっこうボード張ったもの  ・厚さが16mm以上の強化せっこうボード  ・厚さが12mm以上の強化せっこうボードの上厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの  ・厚さが9mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12mm以上の強化せっこうボードを張ったもの</p> <p>(2)軒裏  次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることとする。</p> <p>・厚さ15mm以上の強化せっこうボード  ・繊維混入けい酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が16mm以上のもの  ・厚さが18mm以上の硬質木片セメント板  ・塗り厚さが20mm以上の鉄網モルタル</p>

## QH2/1.5.2 火災の早期感知

(日本住宅性能表示基準「2-1. 感知警報装置設置等級(自住宅火災時)」)

		等級1 評価対象住戸において発生した火災のうち、 <b>すべての寝室等</b> で発生した火災を感知し、 <b>当該室付近</b> に警報を発するための装置が設置されている。	等級2 評価対象住戸において発生した火災のうち、 <b>すべての台所及び寝室等</b> で発生した火災を感知し、 <b>当該室付近</b> に警報を発するための装置が設置されている。	等級3 評価対象住戸において発生した火災のうち、 <b>すべての台所及び居室</b> で発生した火災を <b>早期</b> に感知し、 <b>当該室付近</b> に警報を発するための装置が設置されている。	等級4 評価対象住戸において発生した火災のうち、 <b>すべての台所及び居室</b> で発生した火災を <b>早期</b> に感知し、 <b>住戸全域にわたり</b> 警報を発するための装置が設置されている。
機 器		住宅用火災警報器等・住宅用自動火災報知設備等		住宅用火災警報器等	自動火災報知設備等・住宅用自動火災報知設備等
		-	自動火災報知設備等		
を 部分	設 置 場 所	すべての寝室等(全寝室、一定の階段)		すべての居室・すべての階段・すべての台所等	
		-	すべての台所等		
	種 別	すべての寝室等 : 煙式(光電式又はイオン化式) 上記以外 台所等: 熱式(差動式以外)又は煙式 ・居室 : 熱式又は煙式(天井高4m以上の居室: 煙式)      ・階段 : 煙式			
	取付け 位 置	すべての寝室等 : 壁から0.6m以上離れた天井の部分、階段の上端 など 上記以外 : 天井面の中央付近に設置			
	感度等	消防法の感知器等規格省令又は住警器等規格省令に定める感度			
警報を行う部分		1mで70dB以上の警報音を1分間継続できるもの			
		感知を行う部分と同じ位置に設置 (住宅用火災警報器は感知部分と警報部分が一体)			・各階に1つ以上設置 ・各階において床面積150㎡(音圧が85dB以上の場合)は350㎡当たり1つ以上設置

## QH2/2.1 維持管理のしやすさ

(日本住宅性能表示基準「4-1. 維持管理対策等級(専用配管)」)

	等級2 以下の基準を全て満たすこと。	等級3 以下の基準を全て満たすこと。
配管方法	・構造躯体に影響を及ぼさずに配管の維持管理が行えるよう、基礎の立上り部分等の貫通部を除き、配管をコンクリート内に埋め込まないこと。	
地中埋設管	・構造躯体に影響を及ぼさずに地中埋設管(排水管・給水管・ガス管)の維持管理が行えるよう、地中埋設管の上にコンクリートを打設しないこと。	
排水管	・排水管(継ぎ手及びヘッダーを含む)の内面が、清掃に影響を及ぼさないように平滑であり、かつ、清掃に影響を及ぼすようなたわみ、抜け、その他の変形が生じないように設置されていること。	
	-	・構造躯体と仕上げに影響を及ぼさずに排水管の点検及び清掃が行えるよう、排水管に次のいずれかの措置を行うこと。 ①掃除口を設ける ②清掃が可能なトラップを設ける
	-	・構造躯体と仕上げに影響を及ぼさずに配管の点検等が行えるよう、次の部分が仕上げ材等により隠ぺいされている場合には、点検・清掃ができる開口を仕上げ材等に設けること。 ①設備機器と排水管・給水管・給湯管の接合部 ②排水管・給水管・給湯管・ガス管のバルブ及びヘッダー ③配水管の掃除口

## QH2/3.2 バリアフリー対応

(日本住宅性能表示基準「9-1. 高齢者等配慮対策等級(専用部分)」)

(ホームエレベーターを設置しない場合)

	等級 2	等級 3
<b>(1)部屋の配置</b>		
日常生活空間のうち特定寝室と同一階に配置	便所	
<b>(2)段差</b>		
日常生活空間内で認められる段差 (右記以外の段差は認められません)	①玄関の出入口(くつずりと玄関外側 20mm 以下+くつずりと玄関土間 5mm 以下) ②玄関の上がりかまち ③勝手口等の出入口、上がりかまち ④一定の基準を満たした畳コーナー ⑤浴室の出入口で次のいずれか ・20mm 以下の単純段差 ・浴室内外の高低差 120mm 以下+またぎ高さ 180mm 以下+手すり ⑥バルコニー出入口	
日常生活空間外で認められる段差 (右記以外の段差は認められません)	玄関・勝手口等の出入口・上がりかまち、バルコニー・浴室の出入口、畳コーナー等の 90mm 以上の段差	
<b>(3)階段</b>		
勾配	①22/21 以下 ②550mm $\leq$ けあげ $\times$ 2+踏面 $\leq$ 650mm、かつ踏面は 195mm 以上	
蹴込み等	30mm 以下	
曲がり部分の寸法	曲がり部分の寸法の適用除外の規定あり	
階段形式		
<b>(4)手すり</b>		
手すりの設置基準 (転落防止以外)	・階段片側に設置(勾配 45° を超える場合は両側に設置) ・便所、浴室に設置 ・玄関、脱浴室に下地の準備	
転落防止のための手すり	設置	
<b>(5)通路及び出入口の幅員</b>		
日常生活空間内の通路幅員	・780mm(柱等の箇所は 750mm 以上) ・玄関は有効 750mm、浴室は有効 600mm 以上、玄関・浴室以外(バルコニー・勝手口等を防ぐ)は 750mm 以上(軽微な改造による確保可)	
日常生活空間内の出入口の幅員		
<b>(6)寝室、便所及び浴室</b>		
浴室 (寸法・面積は内法)	短辺 1,300mm 以上、かつ面積 2.0 m <sup>2</sup> 以上	
便所 (寸法は内法)	①腰掛け式 ②次のいずれか ・長辺 1,300mm 以上(軽微な改造による確保可) ・便器前方又は側方に 500mm 以上(ドアの開閉による確保又は軽微な改造による確保可)	
特定寝室 (面積は内法)	・面積 9 m <sup>2</sup> 以上	

	等級4	等級5
<b>(1)部屋の配置</b>		
日常生活空間のうち特定寝室と同一階に配置	・便所、浴室	・玄関、便所、浴室、洗面所、脱衣室、食事室
<b>(2)段差</b>		
日常生活空間内で認められる段差 (右記以外の段差は認められません)	・玄関の出入口(くつずりと玄関外側 20mm 以下+くつずりと玄関土間 5mm 以下) ・玄関の上がりかまち(180mm 以下※1) ・勝手口等の出入口、上がりかまち ・一定の基準を満たした畳コーナー	
	・浴室の出入口(20mm 以下の単純段差)  ・バルコニーの出入口で次のいずれか ・180mm 以下の単純段差※1 ・250mm 以下の単純段差+手すり ・屋内外側とも 180mm 以下※1 のまたぎ段差+手すり	・バルコニーの出入口 (180mm 以下の単純段差※1)
日常生活空間外で認められる段差 (右記以外の段差は認められません)	・玄関・勝手口等の出入口・上がりかまち、バルコニー・浴室の出入口、畳コーナー等の 90mm 以上の段差	
<b>(3)階段</b>		
勾配	・6/7 以下※2 ・550mm ≤ けあげ × 2 + 踏面 ≤ 650mm ※2	・6/7 以下 ・550mm ≤ けあげ × 2 + 踏面 ≤ 650mm
蹴込み等	・30mm 以下、蹴込み板を設置※2	・30mm 以下、蹴込み板を設置 ・すべり止めは踏面と同一面、段鼻を出さない
曲がり部分の寸法	・曲がり部分の寸法の適用除外の規定なし※2	・曲がり部分の寸法の適用除外の規定なし
階段形式	・安全上問題がある階段形式を用いない※2	・安全上問題がある階段形式を用いない
<b>(4)手すり</b>		
手すりの設置基準 (転落防止以外)	・階段片側に設置 (勾配 45° を超える場合は両側に設置)	・階段両側に設置
	・便所、浴室、玄関、脱衣室に設置	・便所、浴室(浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り等の機能)、玄関、脱衣室に設置
転落防止のための手すり	・設置	
<b>(5)通路及び出入口の幅員</b>		
日常生活空間内の通路幅員	・780mm(柱等の箇所は 750mm 以上)	・850mm(柱等の箇所は 800mm 以上)
日常生活空間内の出入口の幅員	・玄関は有効 750mm、浴室は有効 650mm 以上	・玄関・浴室以外は有効 800mm 以上
	・玄関・浴室以外(バルコニー・勝手口等を除く)は 750mm 以上(工事を伴わない撤去による確保可)	・玄関・浴室以外(バルコニー・勝手口等を除く)は 800mm 以上(工事を伴わない撤去による確保可)
<b>(6)寝室、便所及び浴室</b>		
浴室 (寸法・面積は内法)	・短辺 1,400mm 以上、かつ面積 2.5 m <sup>2</sup> 以上	
便所 (寸法は内法)	・腰掛け式	
	・次のいずれか ・短辺 1,100mm 以上(軽微な改造による確保可)かつ長辺を 1,300mm 以上(軽微な改造による確保可) ・便器の前方及び側方に 500mm 以上確保(ドアの開閉による確保又は軽微な改造による確保可)	・次のいずれか ・短辺 1,300mm 以上(工事を伴わない撤去による確保可) ・短辺を便器後方の壁からの便器の先端までの距離に 500mm を加えた値以上確保(工事を伴わない撤去による確保可)
特定寝室 (面積は内法)	・面積 12 m <sup>2</sup> 以上	

※1 踏み台を設けた場合の緩和規定があります。 ※2 階段が日常生活空間内にない場合は等級 2・3 の基準を適用します。